

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故発生時の被害軽減のため、自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付けた者に対して、予算の範囲内において岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自動車急発進抑制装置 後付け急発進抑制装置としての機能を有する装置のうち、国土交通省による性能認定を受けているものをいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請時において、市内に住所を有する65歳以上の者

(2) 非営利目的かつ自ら使用する自家用自動車に自動車急発進抑制装置を整備する者

(3) 自動車運転免許証を保有する者

(4) 市税を完納している者

(5) 暴力団員（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ）に該当しない者、かつ、条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持たない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の条件を満たす自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付ける事業とする。

(1) 自動車検査証の使用者の氏名の欄に、申請者の氏名の記載があること。

(2) 市内業者により整備が行われるものであること。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、本体価格及びその整備に要する費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、40,000円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 整備費用の内訳の記載された見積書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 市税を完納していることを証明できる書類
- (5) 前四号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第6条第1項の検討の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 申請者は、規則第12条の規定により、補助事業等の内容その他申請に係る事項を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、遅滞なく岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金内容変更・中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査等により適当であると認めるときは、遅滞なく申請者に、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金内容変更・中止（廃止）承認決定通知書（様式第5号）により通知する。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 当該事業が完了したときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備したことが分かる写真
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に対し通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 申請者は、前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付請求書（様式第8号）により、すみやかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、申請者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第20条及び第21条の規定により、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金返還命令書(様式第9号)により返還を命ずるものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等申請者の責めに帰すべきでない事由で当該整備済自動車を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(財産処分の制限)

第16条 規則第24条ただし書きの市長が定める期間は、補助金の交付の目的を勘案して1年とし、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日前に申請がなされたものに係る補助金については、なお従前の例による。